

2026年8月24～25日 ザ・ヒロサワ・シティ会館
日本原子力学会 原子力安全部会主催 原子力安全セミナー
2026年8月24日 11：00～12：00

物理的セキュリティ対策

近畿大学原子力研究所
芳原新也

核物質防護の歴史的概要と原子力の3S ～Safety・Security・Safeguards～

- 1950年代の国際保障措置制度の確立に始まり、1960年代の国際テロ活動の活発化に触発され、1970年代頃から核物質防護が重要視され枠組みの構築が進んでいった※。
- 原子力エネルギーの利用（放射線の利用を含む）において、原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards）の3領域での協調が重要であるとの考え方が2000年代中盤から周知されてきた。
 - Safety : リスク施設の安全運用
 - Security : リスク施設におけるテロ対策
 - Safeguards : 内在リスクの確実な保管（計量管理）

※歴史的経緯等については「核物質防護資料集（施設関係編）」（1991年5月発行、財団法人 核物質管理センター）や「核物質防護ハンドブック」（2020年12月作成、公益財団法人 核物質管理センター）などに纏められている。

～核テロリズムとは～

- 具体的な核テロ（核によるテロリズム）の要件は、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（以下「核テロ防止条約」という：ICSANT/International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism^{※1}）第2条に条約違反行為として規定されている。
 - 著しい被害をもたらすことを目的として、不法にRIを所持、または核爆発装置/RI等拡散装置を製造・所持すること
 - 著しい被害あるいは自身の要求を強要することを目的として、RIもしくは核爆発装置/RI等拡散装置を使用すること。
 - 著しい被害あるいは自身の要求を強要することを目的として、原子力施設から放射線等を漏洩させる、あるいは、原子力施設を破壊すること。
 - 脅迫・暴行等により、上記活動を行うあるいはRIもしくは核爆発装置/RI等拡散装置を盗取すること。
 - 上記の行為への加担・指示・寄与等
- 核テロ防止条約は、2005年4月に国連で採択され、日本国における締結に係る国会承認は2007年6月15日。核テロ防止条約の効力発生には22か国の締結を必要（核テロ防止条約第25条第1項）とし、効力発生は2007年7月7日^{※2}。文書の正式言語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語。

※1：https://www.unodc.org/icsant/en/convention_text.html

※2：外務省HP参照（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_14.html）

物理防護の意味するところ

- 「物理防護」 (**Physical Protection**) とは、核物質または核物質取扱施設を、不正なアクセス、不法な盗取や妨害破壊行為から保護するための様々な措置を指し、実質的には核物質及び核施設に関する核セキュリティ上の措置を指す※。
- **IAEA Nuclear Safety and Security Glossary (2022(Interim) Edition)**でも記載されている通り、明確な定義がされている文言ではないため、**IAEA Security Series**の各文書の文脈から意図するところを読み解く必要がある。
- 防護措置は、施設防護と輸送物防護に区分することが出来るが、本講演では施設防護について述べていく。
 - 施設防護 : リスク施設におけるテロ対策
 - 輸送物防護 : 輸送中のリスク物に対するテロ対策

具体的な物理防護措置（施設）への流れ

IAEA Nuclear Security Series
(主にはNo.13 INFCIRC/225/Rev.5)



原子炉等規制法



実用炉/試験炉等の
許可基準規則、運転規則



設計基準脅威

逐条解説



NSS No.14に基づくが、具体的内容についてはNSS No.13と同様

RI規制法
(第25条の3、第25条の4)



RI規制法施行規則
(第24条の2の2、第24条の2の3)

- 具体的な脅威の内容を規定
- 緊急時計画の評価等に使用

- 具体的に措置すべき内容等を規定
- 設備や運用内容の評価等に使用

基本的な概念

核物質防護に関連する条文（実用炉を例として）

- 原子炉等規制法での規定条文
 - 核物質防護措置：第43条の3の22 第2項
 - 核物質防護規定：第43条の3の27
 - 核物質防護管理者：第43条の3の28
- 実用炉許可基準規則※での規定条文
 - 不法な侵入等の防止：第7条
 - 特定重大事故等対処施設：第42条
- 実用炉運転規則※2での規定条文
 - 防護措置：第91条
 - 核物質防護規定：第96条
 - 核物質防護管理者：第98条、第99条



「逐条解説」の内容の主たる部分
は第91条第2項・第3項の詳細解説

※：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

基本的な概念

実用炉運転規則第91条第2項の記載内容

- 第1号：防護区域の設定と区域境界性能
- 第2号：周辺防護区域の設定と区域境界性能
- 第3号：立入制限区域の設定と区域境界性能
- 第4号：監視装置の設置と巡視の方法・頻度等
- 第5号：常時立入者・一時立入者の証明書及び一時立入者の監視
- 第6号：セキュリティ区域への車両の侵入防止
- 第7号：セキュリティ区域内駐車場の要件
- 第8号：区域境界における入域／出域時の検査、出入口における不法侵入検知
- 第9号：特定核燃料物質の常時監視及び取扱設備の点検
- 第10号：事業所内運搬時の防護措置

基本的な概念

実用炉運転規則第91条第2項の記載内容

- 第11号：監視装置の性能
- 第12号：区域境界出入口の施錠管理と鍵管理
- 第13号：中央制御室等の障壁性能
- 第14号：緊急停止装置設置箇所（防護区域内）の障壁性能、立入制限
- 第15号：枢要機能設備設置箇所（防護区域内）の障壁性能、域内作業における2人ルール適用等
- 第16号：枢要機能設備設置箇所（防護区域外）の障壁性能、域内作業における一時立入者監視等
- 第17号：特定重大事故等対処施設内における2人ルール適用
- 第18号：情報システムに対する外部アクセス遮断
- 第19号：情報システムセキュリティ計画の策定
- 第20号：外電喪失時の防護設備の機能継続

2人ルール：内部脅威者対策として枢要区域での作業を2人以上で行わせ、作業要員がテロ（準備）行為に及ばないかを相互監視させる仕組み

基本的な概念

実用炉運転規則第91条第2項の記載内容

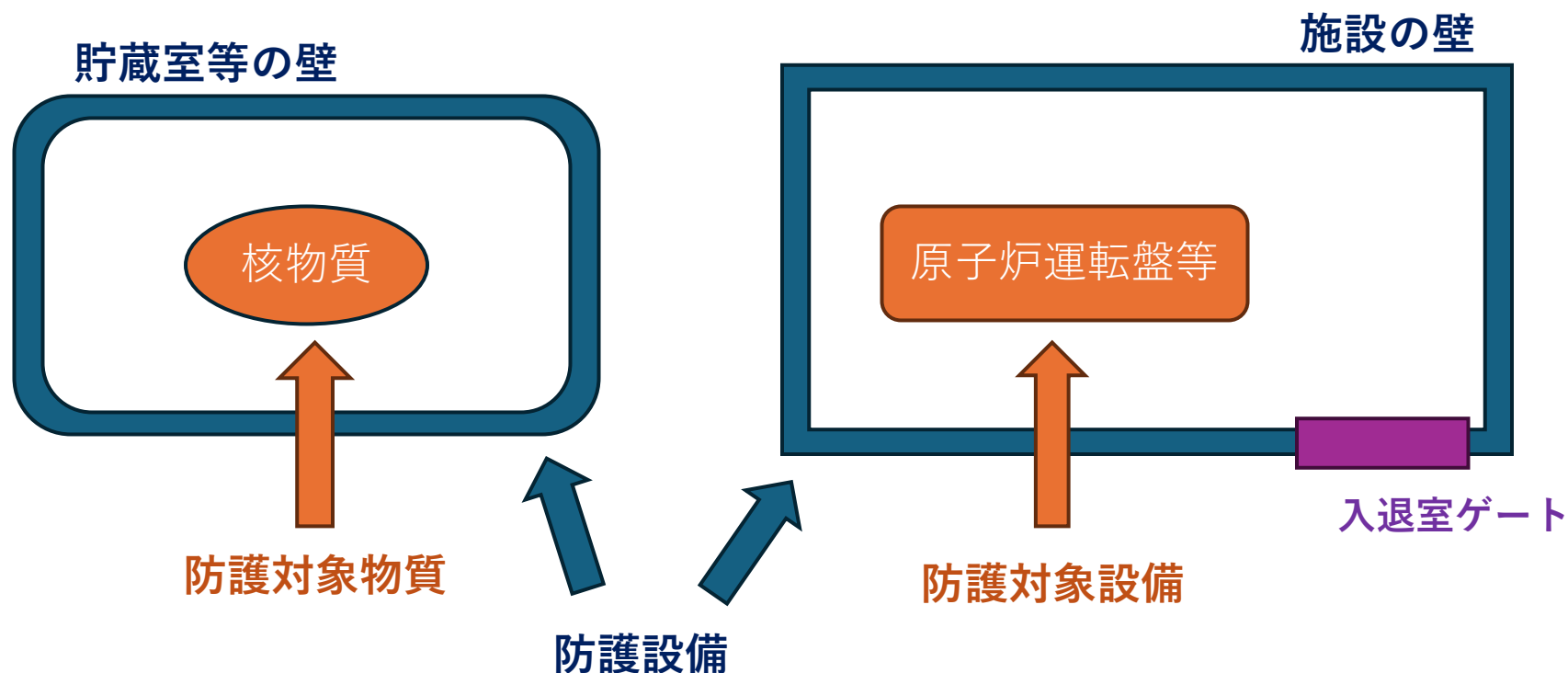
- 第21号：防護設備の点検・保守
- 第22号：CAS（Central Alarm Station：見張人の詰所）の性能、CASへの立入制限
- 第23号：第2CASの性能、第2CASへの立入制限
- 第24号：核物質防護に係る教育・訓練
- 第25号：防護に係る組織の構築
- 第26号：緊急時対応計画の策定
- 第27号：秘密等の情報管理
- 第28号：個人の信頼性確認の実施
- 第29号：設計基準脅威（DBT）の設定
- 第30号：核物質防護に係る定期的評価の実施

第2CAS：CASが火災等の災害により使用できない場合に、CASが担当する機能を代替するためのバックアップ施設。

基本的な概念

防護対象と防護設備

- 防護すべき対象を「防護対象」、防護措置のための設備を「防護設備」と呼ぶ。
- サイバーセキュリティにおける防護対象は、「情報システム」と呼ばれる。



基本的な概念

大まかな脅威の区分

- 原子力・放射線施設に対する防護については、以下の4つに概念的に区分することが出来る。

脅威の種類 攻撃の種類	物理攻撃	サイバー攻撃
外部からの脅威 (External Attack)	外部脅威への物理防護	外部脅威に対する サイバーセキュリティ
内部からの脅威 (Internal Attack)	内部脅威への物理防護	内部脅威に対する サイバーセキュリティ

* 攻撃者が施設に近づかずに実施できる「スタンドオフ攻撃」にも対応する必要がある¹⁰
INFCIRC/255/Rev.5 5.11, 5.14参照

基本的な概念

脅威への対応をする主体

- INFCIRC/225/Rev.5においては、インシデント時に実施すべき措置は「検知※1」「遅延※1」「対応※2」となっている。
- 日本における核物質防護措置においては、「検知」「遅延」「通報（連絡）」が事業者の基本的なインシデント対応措置とされている。
- INFCIRC/225/Rev.5で「対抗部隊」（Response Forces）が果たすべき役割については、日本では治安機関（警察）が実施する想定となっている。

※1：「検知」「遅延」については4.38等を参照

※2：「対応」については4.15、4.32、4.33等を参照

基本的な概念

核物質防護におけるグレーデッドアプローチ

- 核物質防護措置に対する法定要求事項は、保有する核物質の種類・数量に応じて設定されており、区分はINFCIRC/225/Rev5の表1に示されている。

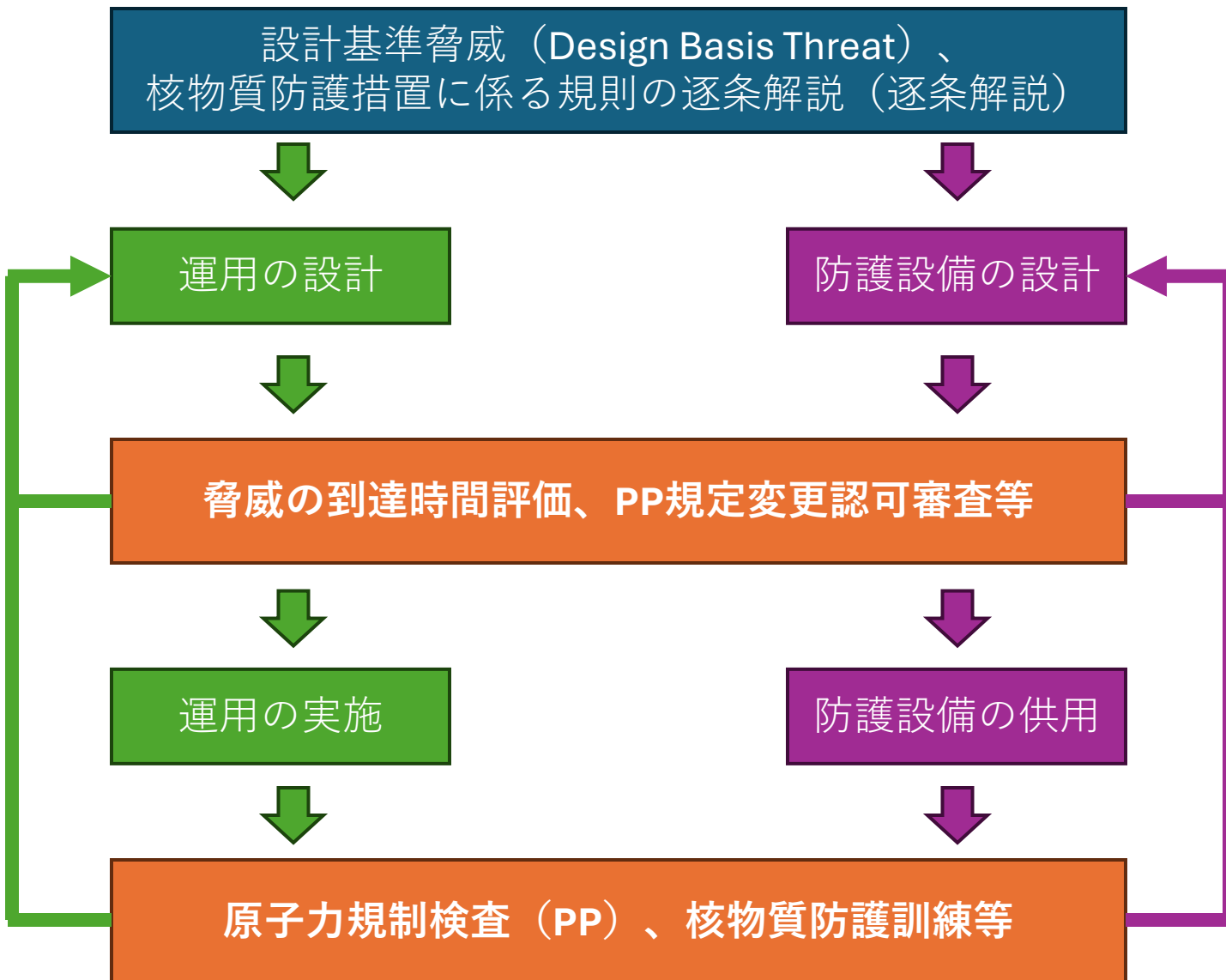
物質	形態	区分 1	区分 2	区分 3
Pu	未照射	$\geq 2\text{kg}$	$2\text{kg} > \quad > 500\text{g}$	$500\text{g} \geq \quad > 15\text{g}$
235 U	未照射 濃縮度20%以上 濃縮度20%未満、10%以上 濃縮度10%未満	$\geq 5\text{kg}$ — —	$5\text{kg} > \quad > 1\text{kg}$ $\geq 10\text{kg}$ —	$1\text{kg} \geq \quad > 15\text{g}$ $10\text{kg} > \quad > 1\text{kg}$ $\geq 10\text{kg}$
233 U	未照射	$\geq 2\text{kg}$	$2\text{kg} > \quad > 500\text{g}$	$500\text{g} \geq \quad > 15\text{g}$
照射燃料 (様々な考慮に基づいて別の区分設定も可)			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料（FP含有率10%未満）	

INFCIRC/255/Rev.5 TABLE 1. “CATEGORIZATION OF NUCLEAR MATERIAL”より転載

注) 国内法では、実用炉運転規則第91条第1項

基本的な概念

核物質防護措置の設計・評価手順の概要



防護設備の設計について

物理防護の主要素機能

➤検知機能

- ✓ 侵入検知（4.15、4.23、5.21、5.24）
- ✓ 不法移転検知（4.25、4.43、4.57）
- ✓ 妨害破壊行為の用に供され得る物品等の検知（4.43、5.23）
- ✓ 許可されていない活動の検知（4.48、5.29）
- ✓ 防護システムの機能阻害行為の検知（5.33）
- ✓ 不正工作の検知（5.34）

➤遅延機能

- ✓ 警報原因への対応措置のための遅延（4.39, 5.21）
- ✓ 核物質の不法移転に対する遅延（4.46, 5.26）
- ✓ 妨害破壊行為への対応措置のための遅延（5.27）

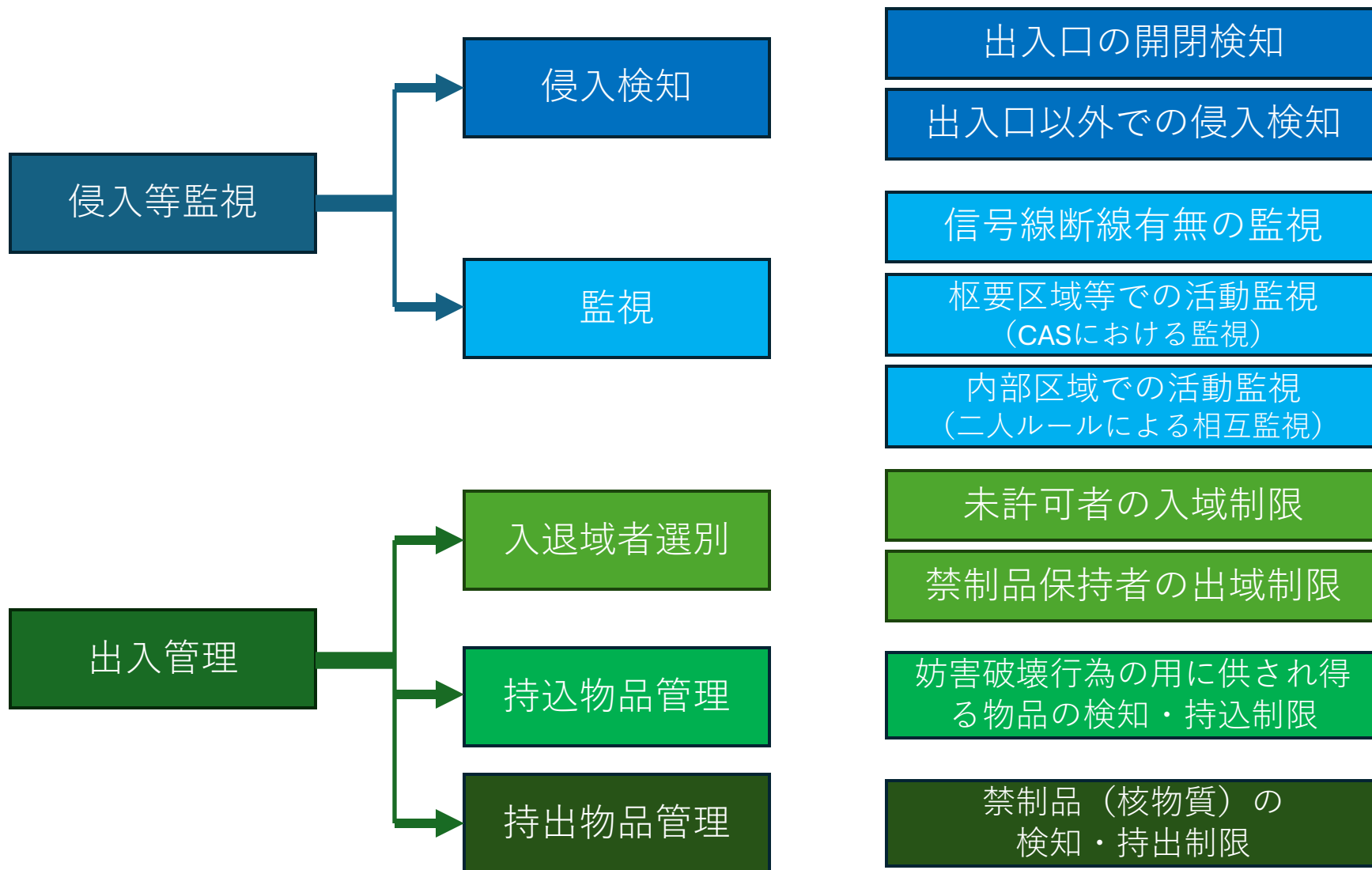
➤通報（通信連絡）機能

- ✓ 警報の評価/対応の始動のための施設管理者/警備員/対抗部隊間での連絡（4.30, 5.36）
- ✓ 対応等の活動のためのCAS(Central Alarm Station)/対抗部隊間での連絡（4.32, 5.38）

検知機能の分類と役割

- 検知機能は、設備で実現される部分と運用で実現される部分から成り立っている。
- 検知機能は「侵入等監視」機能と「出入管理」機能とに区分することが出来る。
- 侵入等監視機能は、侵入検知と監視から構成される。
- 出入管理機能は、入退域者選別と持込/持出物品管理から構成される。

検知機能の分類と役割



遅延機能の役割と実装

- 遅延機能は、外部から核物質までの到達時間の増加、内部からの核物質の持ち去り時間の増加、不法行為完了までに対応を開始する時間の確保等を目的として実装される。
- 遅延機能は、多重の障壁/区域、区域境界間距離の確保、複数のアクセス手順等を組み合わせることで実現され、「深層防護」(Defence in Depth)とも呼ばれる。

原子力安全における深層防護

A hierarchical deployment of different levels of diverse equipment and procedures to prevent the escalation of *anticipated operational occurrences* and to maintain the effectiveness of physical *barriers* placed between a *radiation source* or *radioactive material* and *workers, members of the public* or the *environment*, in *operational states* and, for some *barriers*, in *accident conditions*.

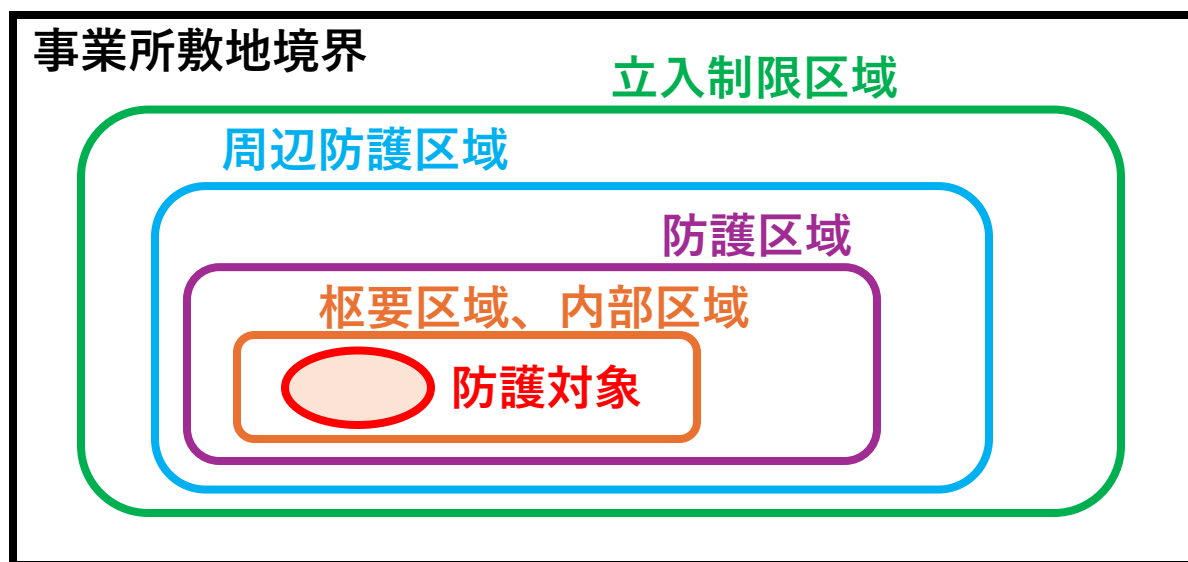
核物質防護における深層防護

The combination of multiple layers of systems and measures that have to be overcome or circumvented before *nuclear security* is compromised.

遅延機能の役割と実装

深層防護のためのセキュリティ区域

- 深層防護の実装を目的として、複数のセキュリティ区域が防護対象の周辺に設定される。
- 防護対象が設置・貯蔵される区域として、内部区域・枢要区域がある。
- セキュリティ区域の種類として、立入制限区域、防護区域がある。
- 日本の法規制では、防護区分に応じて、防護区域周辺に周辺防護区域の設定が要求される。
- 各セキュリティ区域は、要求される障壁と離隔距離に基づいて設定・敷設される。



立入制限区域：Limited Access Area

防護区域：Protected Area

内部区域：Inner Area

枢要区域：Vital Area

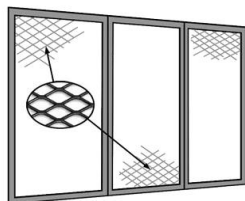
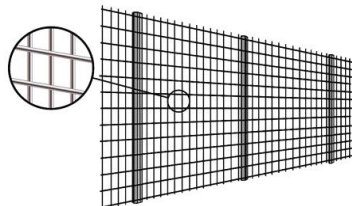
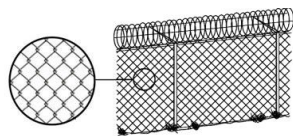
遅延機能の役割と実装

IAEAセキュリティシリーズ(No.40-T)における障壁の例

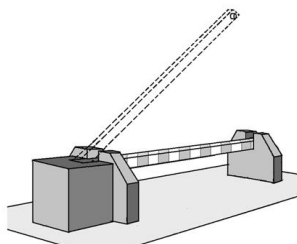
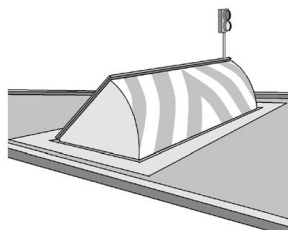
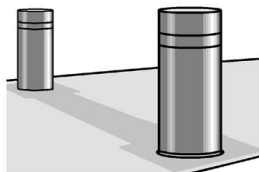
障壁の種類	設置想定箇所等	遅延機能
低セキュリティ障壁	敷地境界	遅延無し
セキュリティ障壁	セキュリティ区域境界	限られた遅延
車両用障壁	セキュリティ区域境界	進入速度の制限
建屋壁	セキュリティ区域境界	主な遅延
回転ゲート、ドア	セキュリティ区域境界出入口	建屋壁遅延とバランスを取って設置
境界開口部障壁	窓、貫通孔部等	建屋壁遅延とバランスを取って設置
特殊防護具 (ブロック、カーゴコンテナ等)	工事現場の周辺等	建屋壁遅延とバランスを取って設置
展開型障壁 (発煙遮蔽、放水制圧等)	事案発生時に展開	遅延の追加
航空機障壁	地上、建屋屋上等	施設への着陸制限
海洋障壁 (固定式、浮遊式)	水路上の境界	未許可船舶の侵入制限

遅延機能の役割と実装

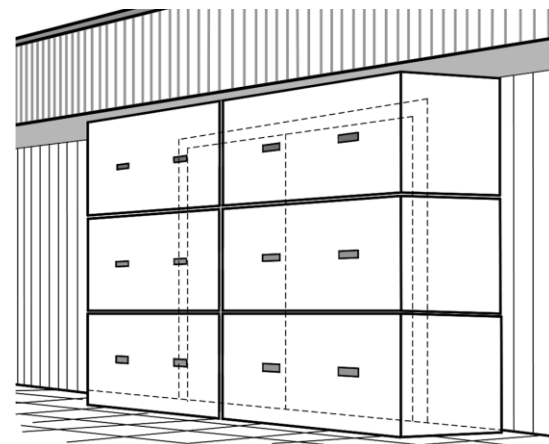
IAEAセキュリティシリーズ(No.40-T)における障壁の例



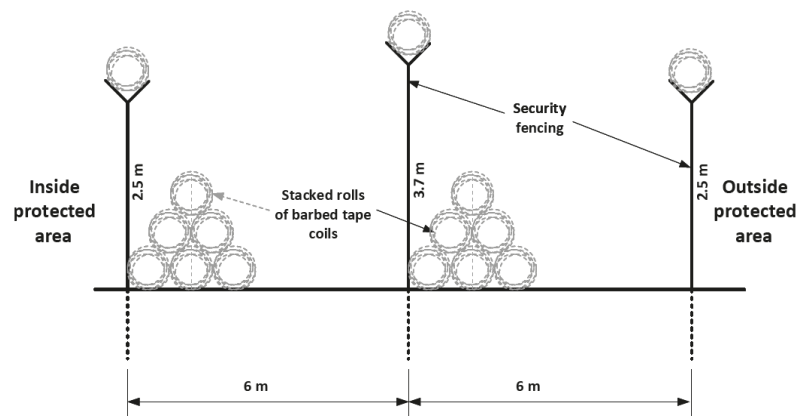
セキュリティフェンス例



車両用障壁の例



特殊防護具の例（モジュール式ブロック）



有刺テープコイルを用いたセキュリティフェンスの構成例

通信連絡機能への要求事項

- **CAS**、警備員、対抗部隊、施設管理者間の通信連絡システムには、以下が必要だとされている。
 - 専用システムである（dedicated）こと（No.13:4.32,5.38, No.40-T: 4.197）
 - 安全である（Secure※）こと（No.13:4.32,5.38, No.40-T: 4.197）
 - 冗長性がある（redundant）こと（No.13:4.32,5.38, No.40-T: 4.197）
 - 多様である（diverse）こと（No.13:4.32,5.38, No.40-T: 4.197）
 - 双方向音声通信（two way voice communication）であること（No.13:4.32,5.38）
 - 即時である（immediate）こと（No.40-T: 4.197）
 - 信頼性が高い（reliable）こと（No.40-T: 4.197）

音声通信システムに対する要件

No.40-Tにおける記載

- 音声通信システムは、常に使用でき、安全で、管轄当局と適時に連絡でき、使用不可時の代替手段を備えておくことが期待される。
(4.219)
- 音声システムは、双方向無線機、携帯電話、インターホン、固定電話等の複数の組み合わせで実装されることが期待される。(4.220)
- 無線システムについては、外部からの妨害電波等への考慮(4.222)が必要となる。

連絡・事象評価等に用いられるシステムの例

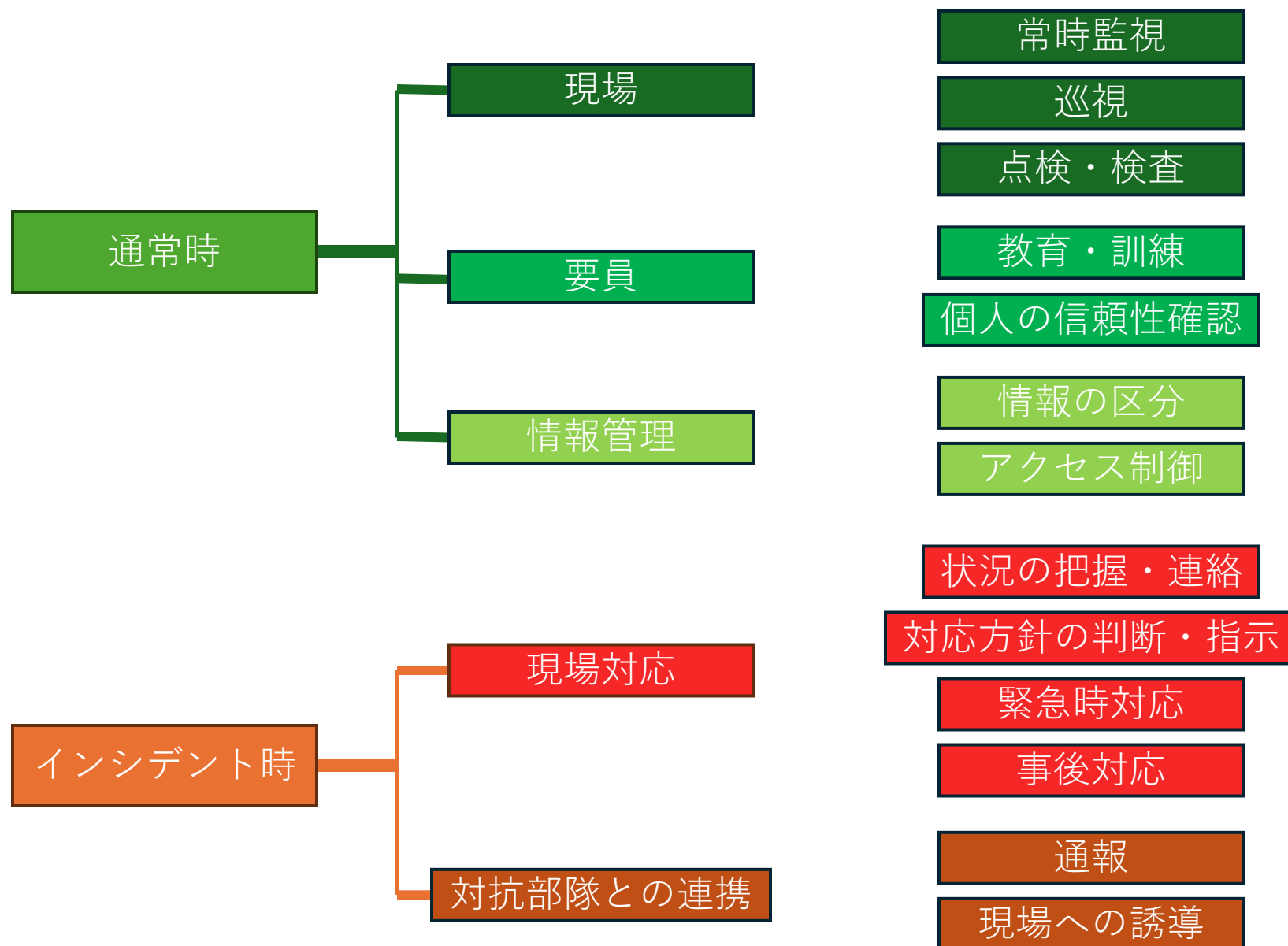
- 物理防護措置を実現するための様々なシステムの例として、以下のシステムがNo.40-Tには掲載されている。
 - 侵入検知システム (intrusion detection system : 4.5 – 4.19)
 - アクセス制御システム (access control system : 4.266 – 4.309)
 - 監視システム (surveillance system : 4.130 – 4.191)
 - 警報管理システム (alarm management system : 4.208 – 4.218)
- 現代においては、上記システムはデジタル処理機器により実装されており、情報システムと呼ばれサイバーセキュリティ対策の対象となっている。

運用の設計について

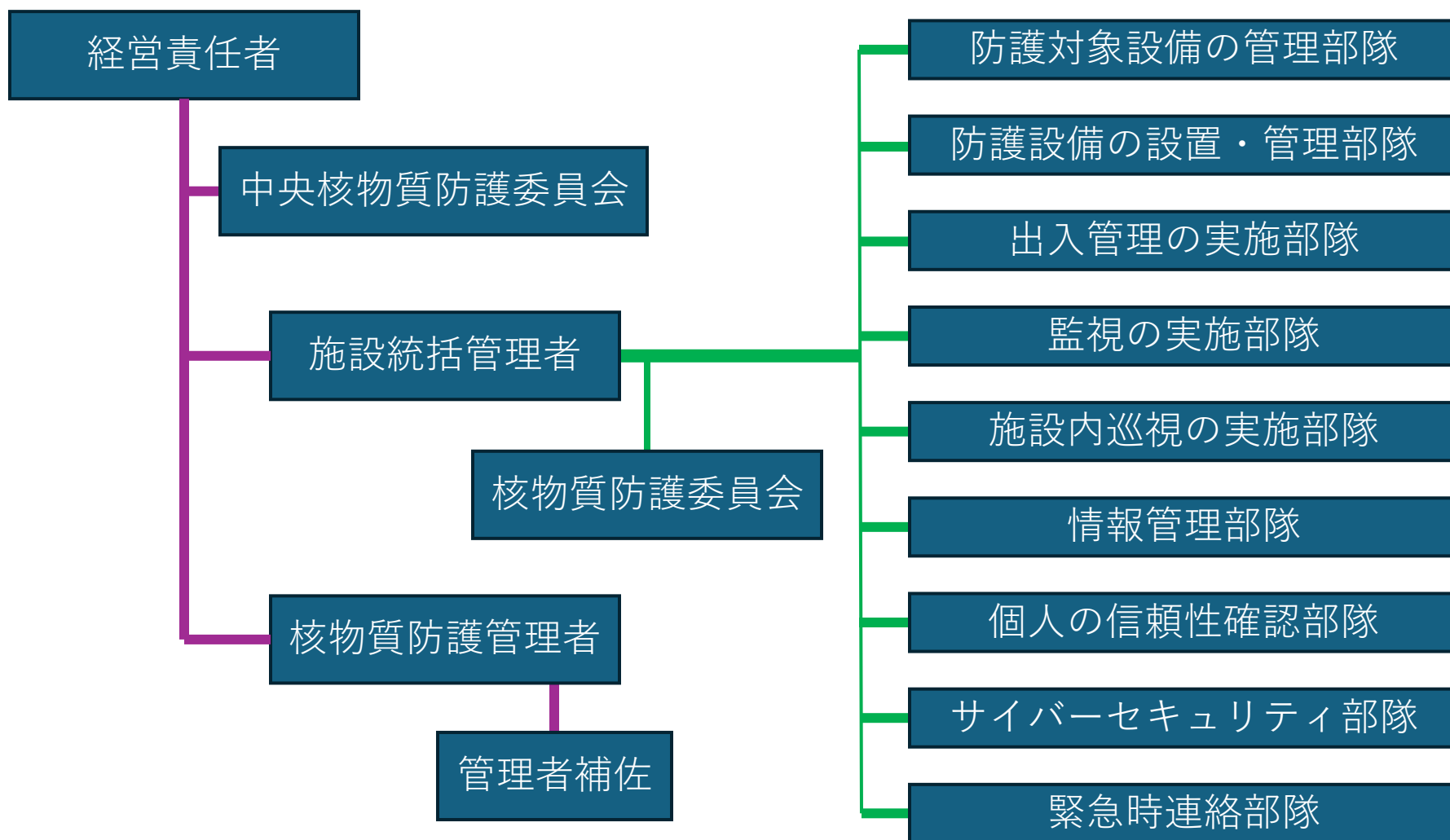
防護措置における運用の役割

- 物理防護は、防護設備のみで実現されるものではなく、警報の評価、対応の決定、設備のメンテナンス等の運用によって意図した機能を発揮する。
- インシデント時における緊急時対応計画が、意図した通り運用されることを目的として、訓練等により運用要員の力量向上が図られる。
- また、物理防護等の内側で運用される原子力安全活動に関与する要員が、内部脅威となるリスクを低減させるために行う調査・評価等も防護措置における運用の一部である。

防護措置における運用の大まかな区分



防護措置運用のための体制（通常時）の例



注：インシデント発生時には緊急時対策本部が立ち上がり対処を行う。

警備員による巡視(patrols of the protected area)の目的 INFCIRC/225/Rev.5 4.34

- 防護区域内の警備員巡視については、以下の機能を目的として、ランダムに実施することとなっている。
 - 敵対者を思いとどまらせること
 - Deter an adversary
 - 侵入を検知すること
 - Detect intrusion
 - 物理的防護の構成要素を目視で検査すること
 - Inspect visually the physical protection components
 - 既存の物理的防護措置を補完すること
 - Supplement the existing physical protection measures
 - 初期の対応を提供すること
 - Provide an initial response

個人の信頼性確認

- 内部脅威対策として、機微情報へのアクセス・枢要区域への常時立入者に対して実施する確認。
- 自己申告に基づいた個人情報取得、面接考査・適性検査の実施、抜き打ち検査等により構成される一連の手続きを指す。
- 本人確認事項、経歴、行為能力、アルコール・薬物影響、海外渡航歴、非違歴等が確認される。
- 米国では10 CFR Part 73第56章（原子力発電所における要員立入許可要件）と10 CFR Part 26（勤務適正プログラム）によって実装されている。
- 米国では検査項目の一つに「心理評価（Psychological assessment）」※があり、認可された心理士または精神科医による実施が義務付けられているが、日本では「適性検査」※2となっており、日米でもその運用内容に差が見られる。

※：10 CFR Part 73 § 73.56 (e)

※2：実用炉運転規則 第91条 第2項 第28号 イ (2)

情報管理の概要

- INFCIRC/225/Rev5では、物理防護に関する情報については、秘密情報とそれ以外の情報を区分して管理の厳密さを段階分けして管理を行うように規定することを求めている。
- 通常、核物質防護に関連する情報は、秘密情報、管理情報、非管理情報に区分されて取り扱われる。
- 秘密の範囲については、実用炉運転規則 第91条 第27号に規定されているが、具体的な秘密指定については、各事業者が設定・登録を行うこととなっている。
- なお、原子力規制委員会から提供される情報については、その一部が「重要経済安保情報」に指定される可能性があり、その場合は、重要経済安保情報保護活用法に基づいて適合事業者の認定を受ける必要がある。

INFCIRC/225/Rev.5

3.53 The State should take steps to ensure appropriate protection of specific or detailed information the unauthorized disclosure of which could compromise the physical protection of *nuclear material* and *nuclear facilities*. It should specify what information needs to be protected and how it should be protected, using a *graded approach*.

重要経済安全保障情報保護活用法について

- 正式名称は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」で令和7年5月16日に施行された。
- 本法律は、行政機関に重要経済安保情報を指定・管理させることを目的としたものである。
- 重要経済安保情報の提供を受ける事業者については、情報の提供契約を行政機関と締結するに先立って、適正評価を受け、当該情報の保護が出来ると認定される必要がある。

重要経済安保情報保護活用法の趣旨（内閣府ホームページより）

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものです。

情報管理の概要

- 情報管理について、実用炉運転規則第91条第2項第27号に規定されており、秘密情報の範囲は以下としている。

- イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項
- ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項
- ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項
- ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項
- ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項
- ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項
- チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項
- リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

何が秘密情報となり得るのか？

- 実用炉運転規則第91条第2項第27号イ
 - 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項
 - 設計基準脅威書（Design Base Threat：DBT）
 - 脅威の到達時間評価書等
- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ロ
 - 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項
 - 核物質防護に係る規則の逐条解説（逐条解説）
 - 実際に導入する設備・装置の設計諸元・構成図等
 - 防護設備の具体的な構成配置図等
- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ハ
 - 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項
 - 無線通信用基地局の場所、詳細諸元等
 - 使用している無線チャンネル等
- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ニ
 - 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項
 - 防護に関する個別具体的な業務内容等

何が秘密情報となり得るのか？

- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ホ
 - 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項
 - 巡視ルート、巡視点検ポイント、具体的な手順等
 - 監視カメラの設置場所・照明の位置等
 - CASの図面、設置設備の詳細、防護システム構成図等
- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ヘ
 - 緊急時対応計画に関する詳細な事項
 - インシデント時の活動内容の詳細
 - インシデント時の連絡先情報等
- 実用炉運転規則第91条第2項第27号ト
 - 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項
 - 脅威の到達時間評価の手順・対象の情報
 - 個別の破壊行為に必要な時間の情報等

何が秘密情報となり得るのか？

- 実用炉運転規則第91条第2項第27号チ

- 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

- 特定核燃料物質のうち、Pu、高濃縮ウラン、²³³ウランを貯蔵する具体的なストレージの詳細配置図、個別ストレージにおける対象特定核燃の貯蔵量等

- 実用炉運転規則第91条第2項第27号リ

- 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

- 特定核燃料物質の事業所内運搬時の運搬経路
 - 特定核燃料物質の事業所内運搬時の警備情報
 - 特定核燃料物質の事業所内運搬時の運搬日時情報等

核物質防護に係る情報の取扱いの難しさ

- 核物質防護上の秘密は、実用炉運転規則第91条第27号に規定されている通り、「個別具体的な」防護関連情報に限定される。
- 一方で、具体的な秘密情報の指定は、事業者責任で行うこととなっており、秘密情報が含まれる文書・図面は秘密でない部分も含めて厳重に管理される。なお、秘密指定部分を除いた「簡易版」を作成して、非PP部門に情報を連携する方法もある。
- また、管理情報として指定・取り扱う際には、「念のため」指定の範囲を広めに採る場合もあり、この場合、指定された管理情報は非管理情報に比べて社員教育等に使われにくい。
- このため、核物質防護に係る情報については、秘密情報だけではなく周辺情報も含めて、非PP部門の目に届きにくいという状況が生まれることが推察される。

まとめ

- 今回の講演資料については、基本的に公開情報に基づいて概説的に作成したものである。
- 一方で、各社における非PP部門へのセキュリティ教育の内容は、今回の講演内容よりも幾分か制限された内容ではないかと推察される。
- 制限された教育内容は、内部脅威への予防対策という観点から合理的ではあるものの、効果的な業務連携に対しては障壁ともなり得る。
- 核物質防護活動の全体像を把握することは、原子力施設における業務をより効果的に連携するという観点からは有益ではないかと考えられる。